

届出避難所の制度について

地域や事業所等が自主的に開設・運営している自主避難所を**届出避難所**として登録することで、市は、避難者を把握し、必要な支援を円滑に実施することができます。また、地域の方々も、身近な場所に避難所が開設されるので、避難しやすくなります。

【災害時】

- ・ 避難者の把握
- ・ 情報の提供
- ・ 必要な支援の円滑な実施等

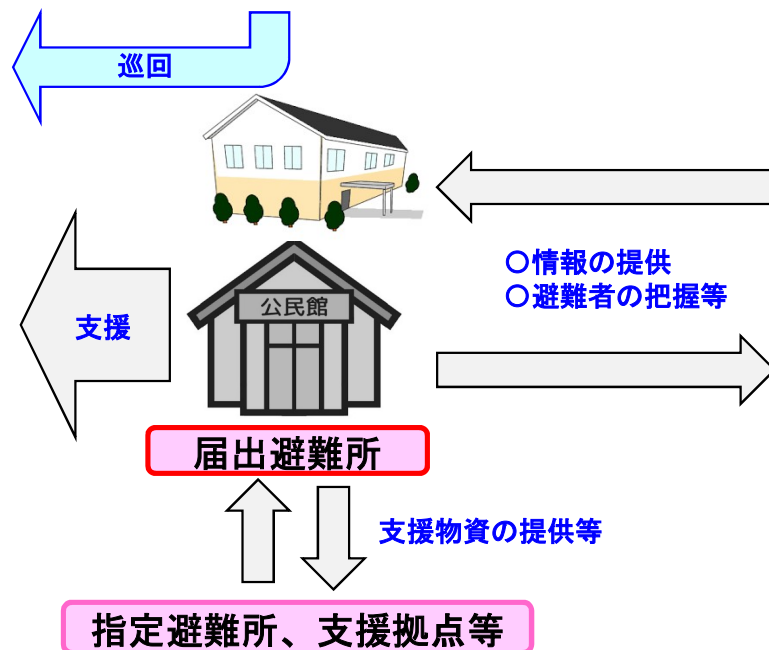


【平時】

- ・ 自主防災組織等が行う防災計画の作成や防災訓練実施の支援等



(車中泊避難者)



災害対策本部

届出避難所の概要

- 対象となる施設
自治会公民館、事業所研修室、介護施設等
- 届出避難所の開設・運営及び費用負担
自主防災組織等
- 市からの支援内容【災害時】
 - ①情報の提供
 - ②必要な支援の円滑な実施（大規模災害時）等
- 市からの支援内容【平時】
自主防災組織等が行う防災計画の作成や防災訓練実施の支援等
- 公表
原則、ホームページ等で公表（非公表も可）
※公表する場合、施設名称、場所、受入対象者・施設利用条件等を明示